

議案第57号

教育委員会所管の学校の教育職員等の昇給等に関する規則を
廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教育職員等の昇給等に関する規則（昭和56年大阪
市教
育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(参考)

教育委員会所管の学校の教育職員等の昇給等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）附則第6項の規定に基づき、教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の教育職員（校長、園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手をいう。以下「教育職員」という。）並びに教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事（以下これらを「職員」という。）の昇給等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (2) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

(昇格の場合の号給)

第3条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応して、昇格時号給対応表（別表第1）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により定められるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員をその降格後最初に昇格させる場合において、第1項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、教育長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(降格の場合の号給)

第4条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応して、降格時号給対応表（別表第2）の降格後の号給欄に定める号給とする。ただし、降格前の級に昇格した際、昇格時号給対応表（別表第1）により当該級の1号給に適用さ

れた者は、教育長の定めるところにより決定した号給とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 前2項の規定により定められる職員の号給が、他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、教育長がその者の号給を決定することができる。

(異動の場合の号給)

第5条 職員を一の職から給料表の適用を異にして他の職に異動させた場合又は職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく教育委員会所管の学校の教員等の初任給の基準に関する規則(昭和59年大阪市規則第17号)別表第1に掲げる初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職に異動させた場合におけるその者の異動後の職務の級及び号給は、新たに職員となったとき(免許等を必要とする職に異動した者については、その免許等を取得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、その時の初任給を基準とし、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格及び昇給の規定を適用して再計算した場合に、その異動の日に属することとなる職務の級及びその日に受けることとなる号給とする。

(昇給等の基準)

第6条 職員の昇給は、第9条から第11条までの規定によるものを除き毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に、教育長が定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により教育職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績以上の成績で勤務した教育職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、教育長が定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳に達した日の属する会計年度の末日を超えて在職する教育職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 4 第1項の規定により教育委員会事務局及び教育委員会所管の学校以外の教育機関の指導主事(以下「指導主事」という。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を勤務した指導主事であつて、当該期間における大阪市職員基本条例(平成24年大阪市条例第71号)第18条第1項の規定により行う人事評価において同条第2項の表の左欄に掲げる区分(以下「相対評価区分」という。)のうち第3区分に属するものとされたものの昇給の号給数を4号給とすることを標準として、教育長が定める基準に従い決定するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に56歳以上の年齢に達することとなる指導主事の昇給は、当該指導主事の属する相対評価区分が第1区分又は第2区分である場合に限り行うものとし、この場合の昇給の号給

数は、同項の規定の例により算定した昇給の号給数を4で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

（勤務成績の証明）

第7条 前条の規定による昇給は当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。

（教育職員の昇給区分及び職員の昇給の号給数）

第8条 職員を第6条の規定により昇給させる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）又は相対評価区分に応じてそれぞれ教育長が定める昇給号給数表に定める号給数とする。

- 2 教育職員の昇給区分は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該教育職員が次の各号に掲げる教育職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である教育職員 第1区分
- (2) 勤務成績が特に良好である教育職員 第2区分
- (3) 勤務成績が良好である教育職員 第3区分
- (4) 勤務成績がやや良好でない教育職員 第4区分
- (5) 勤務成績が良好でない教育職員 第5区分

- 3 次の各号に掲げる職員を昇給させる場合の号給数は、第1項の規定にかかわらず、当該各号の職員の区分に応じて教育長が別に定めるものとする。

- (1) 教育長が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数（教育長が定める休暇にあつては、当該休暇の日数に3分の2を乗じて得た数の日数をもって、当該勤務しなかった日数とする。次号において同じ。）を勤務していない職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 教育長が定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員
- (3) 基準期間に懲戒処分を受けた職員
- (4) 教育長が定める職員

- 4 前年の昇給日後新たに職員となった者又は同日後に第3条第3項若しくは第12条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は第1項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は昇給しない。

- 5 第1項及び第3項の規定による昇給の号給数が昇給日にその者が属する職務の

級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第5条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第1項、第3項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（昇任等による昇給）

第9条 教育職員が教頭若しくは副校長に昇任し、又は校長、園長若しくは指導主事に採用された場合及び指導主事が昇任し、又は校長若しくは園長に採用された場合には、当該昇任した日又は採用された日に、当該職員を2号給上位の号給に昇給させることができる。

（研修、表彰等による昇給）

第10条 昇給区分又は相対評価区分が第1区分、第2区分及び第3区分である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、当該職員を昇給させることができる。

- （1） 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- （2） 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったこと等により、表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- （3） 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

（特別の場合の昇給）

第11条 昇給区分又は相対評価区分が第1区分、第2区分及び第3区分である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害を有することとなった場合には、教育長が定める日に、当該職員を昇給させることができる。

（号給の決定の特例）

第12条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得するに至ったとき（第3条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給に決定することができる。

（昇給期間の延伸）

第13条 平成11年4月1日に在職する職員の同日以後における最初の昇給に必要とされる期間については、条例第5条第5項中「12月」とあるのは「36月」と、同条第7項第1号中「24月」とあるのは「48月」と、「18月」とあるのは「42月」として、これらの規定を適用する。同月2日から平成16年3月31日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員の最初の昇給に必要とされる期間についても、同様とする。

第14条 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新たに給料表の適用を

受ける職員の最初の昇給に必要とされる期間については、条例第5条第5項中「12月」とあるのは「30月」と、同条第7項第1号中「24月」とあるのは「42月」と、「18月」とあるのは「36月」として、これらの規定を適用する。

第15条 前条に規定する職員のうち、平成16年4月1日前から引き続き給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員として教育長が定める職員に対する同条の規定の適用については、同条中「30月」とあるのは「36月」と、「42月」とあるのは「48月」と、「36月」とあるのは「42月」とする。

第16条 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新たに給料表の適用を受ける職員の最初の昇給に必要とされる期間については、条例第5条第5項中「12月」とあるのは「27月」と、同条第7項第1号中「24月」とあるのは「39月」と、「18月」とあるのは「33月」として、これらの規定を適用する。

第17条 前条に規定する職員のうち、平成17年4月1日前から引き続き給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員として教育長が定める職員に対する同条の規定の適用については、同条中「27月」とあるのは「36月（教育長が定める職員にあっては、30月）」と、「39月」とあるのは「48月（教育長が定める職員にあっては、42月）」と、「33月」とあるのは「42月（教育長が定める職員にあっては、36月）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前から引き続き在職する職員のうち、昭和54年4月1日から昭和57年3月31日までの間において60歳に達することとなる職員については、第2条の規定にかかわらず、教育長の定めるところにより、当該職員が当該年齢に達した日の属する会計年度の末日において現に受けている号給の1号給上位の号給（教育長の定める職員にあっては、教育長が定める号給又は給料月額）に昇給させることができる。

別表第1（第3条関係）

ア 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1

6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	2	1	1	1
19	3	1	1	1
20	4	1	1	1
21	5	1	1	1
22	6	1	1	1
23	7	1	1	1
24	8	1	1	1
25	9	1	1	1
26	10	1	1	1
27	11	1	1	1
28	12	1	1	1
29	13	1	1	1
30	14	1	1	1
31	15	1	1	1
32	16	1	1	1
33	17	1	1	1
34	18	2	1	1

35	19	3	1	1
36	20	4	1	1
37	21	5	1	1
38	22	6	1	1
39	23	7	1	1
40	24	8	1	1
41	25	9	1	1
42	26	10	1	1
43	27	11	1	1
44	28	12	1	1
45	29	13	1	1
46	30	14	1	2
47	31	15	1	3
48	32	16	1	4
49	33	17	1	5
50	33	18	1	6
51	34	19	1	7
52	34	20	1	8
53	35	21	1	9
54	35	22	2	10
55	36	23	3	11
56	36	24	4	12
57	37	25	5	13
58	38	26	6	13
59	39	27	7	14
60	40	28	8	14
61	41	29	9	15
62	41	30	10	
63	42	31	11	

64	42	32	12	
65	43	33	13	
66	43	34	14	
67	44	35	15	
68	44	36	16	
69	45	37	17	
70	45	38	18	
71	46	39	19	
72	46	40	20	
73	47	41	21	
74	47	42	22	
75	48	43	23	
76	48	44	24	
77	49	45	25	
78	49	46	26	
79	50	47	27	
80	50	48	28	
81	51	49	29	
82	51	50	29	
83	52	51	30	
84	52	52	30	
85	53	53	31	
86	53	54	31	
87	54	55	32	
88	54	56	32	
89	55	57	33	
90	55	58	34	
91	56	59	35	
92	56	60	36	

93	57	61	37	
94	57	62	37	
95	57	63	37	
96	58	64	37	
97	58	65	37	
98	58	66	38	
99	59	67	38	
100	59	68	38	
101	59	69	38	
102	60	70	38	
103	60	71	39	
104	60	72	39	
105	61	73	39	
106	61	73	39	
107	61	74	39	
108	61	74	40	
109	62	75	40	
110	62	75		
111	62	76		
112	62	76		
113	63	77		
114	63	77		
115	63	78		
116	63	78		
117	64	79		
118	64	79		
119	64	80		
120	64	80		
121	65	81		

122	65	81		
123	65	81		
124	65	81		
125	65	81		
126	65	81		
127	65	81		
128	65	82		
129	65	82		
130	66	82		
131	66	82		
132	66	82		
133	66	82		
134	66	82		
135	66	83		
136	66	83		
137	66	83		
138	66	83		
139	67	83		
140	67	83		
141	67	83		
142	67	84		
143	67	84		
144	67	84		
145	67	84		
146	67	84		
147	67	84		
148	68	84		
149	68	85		
150	68			

151	68			
152	68			
153	68			
154	68			
155	68			
156	68			
157	69			
158	69			
159	69			
160	69			
161	70			
162	70			
163	70			
164	70			
165	71			
166	71			
167	71			
168	71			
169	72			

イ 小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員の昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給
	2級
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	

8	
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28

37	29
38	30
39	31
40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39
48	40
49	41
50	41
51	42
52	42
53	43
54	43
55	44
56	44
57	45
58	45
59	46
60	46
61	47
62	47
63	48
64	48
65	49

66	50
67	51
68	52
69	53
70	53
71	54
72	54
73	55
74	55
75	56
76	56
77	57
78	57
79	57
80	58
81	58
82	58
83	59
84	59
85	59
86	60
87	60
88	60
89	61
90	61
91	61
92	62
93	62
94	62

95	63
96	63
97	63
98	64
99	64
100	64
101	65
102	65
103	65
104	65
105	65
106	65
107	65
108	66
109	66
110	66
111	66
112	66
113	66
114	66
115	67
116	67
117	67
118	67
119	67
120	67
121	67
122	68
123	68

124	68
125	68

ウ 幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	5	1	1
2	6	1	1
3	7	1	1
4	8	1	1
5	9	1	1
6	10	1	1
7	11	1	1
8	12	1	1
9	13	1	1
10	14	1	1
11	15	1	1
12	16	1	1
13	17	1	1
14	18	1	1
15	19	1	1
16	20	1	1
17	21	1	1
18	22	1	1
19	23	1	1
20	24	1	1
21	25	1	1
22	26	1	1
23	27	1	1
24	28	1	1

25	29	1	1
26	30	1	1
27	31	1	1
28	32	1	1
29	33	1	1
30	34	1	1
31	35	1	1
32	36	1	1
33	37	1	1
34	38	1	1
35	39	1	1
36	40	1	1
37	41	1	1
38	41	1	1
39	42	1	1
40	42	1	1
41	43	1	1
42	43	1	1
43	44	1	1
44	44	1	1
45	45	1	1
46	45	1	1
47	46	1	1
48	46	1	1
49	47	1	1
50	47	1	1
51	48	1	1
52	48	1	1
53	49	1	1

54	49	1	2
55	50	1	3
56	50	1	4
57	51	1	5
58	51	1	6
59	52	1	7
60	52	1	8
61	53	1	9
62	53	2	10
63	54	3	11
64	54	4	12
65	55	5	13
66	55	6	14
67	56	7	15
68	56	8	16
69	57	9	17
70	57	10	18
71	58	11	19
72	58	12	20
73	59	13	21
74	59	14	22
75	60	15	23
76	60	16	24
77	61	17	25
78	62	17	26
79	63	18	27
80	64	18	28
81	65	19	29
82	65	19	29

83	66	20	30
84	66	20	30
85	67	21	31
86	67	21	31
87	68	22	32
88	68	22	32
89	69	23	33
90	69	23	34
91	70	24	35
92	70	24	36
93	71	25	37
94	71	25	37
95	72	26	38
96	72	26	38
97	73	27	39
98	73	27	
99	74	28	
100	74	28	
101	75	29	
102	75	29	
103	76	30	
104	76	30	
105	77	31	
106	77	31	
107	78	32	
108	78	32	
109	79	33	
110	79	33	
111	80	34	

112	80	34	
113	81	35	
114	81	35	
115	82	36	
116	82	36	
117	83	37	
118	83	37	
119	84	38	
120	84	38	
121	85	39	
122	85	39	
123	86	40	
124	86	40	
125	87	41	
126		42	
127		43	
128		44	
129		45	
130		45	
131		46	
132		46	
133		47	
134		47	
135		48	
136		48	
137		49	
138		50	
139		51	
140		52	

141		53	
142		53	
143		54	
144		54	
145		55	
146		55	
147		56	
148		56	
149		57	

別表第 2（第 4 条関係）

ア 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	特2級	3級
1	17	33	53	45
2	18	34	54	46
3	19	35	55	47
4	20	36	56	48
5	21	37	57	49
6	22	38	58	50
7	23	39	59	51
8	24	40	60	52
9	25	41	61	53
10	26	42	62	54
11	27	43	63	55
12	28	44	64	56
13	29	45	65	58
14	30	46	66	60
15	31	47	67	61
16	32	48	68	61

17	33	49	69	61
18	34	50	70	61
19	35	51	71	61
20	36	52	72	61
21	37	53	73	61
22	38	54	74	61
23	39	55	75	61
24	40	56	76	61
25	41	57	77	61
26	42	58	78	61
27	43	59	79	61
28	44	60	80	61
29	45	61	82	61
30	46	62	84	
31	47	63	86	
32	48	64	88	
33	50	65	89	
34	52	66	90	
35	54	67	91	
36	56	68	92	
37	57	69	97	
38	58	70	102	
39	59	71	107	
40	60	72	109	
41	62	73	109	
42	64	74	109	
43	66	75	109	
44	68	76	109	
45	70	77	109	

46	72	78	109	
47	74	79	109	
48	76	80	109	
49	78	81	109	
50	80	82	109	
51	82	83	109	
52	84	84	109	
53	86	85	109	
54	88	86	109	
55	90	87	109	
56	92	88	109	
57	95	89	109	
58	98	90	109	
59	101	91	109	
60	104	92	109	
61	108	93	109	
62	112	94		
63	116	95		
64	120	96		
65	129	97		
66	138	98		
67	147	99		
68	156	100		
69	160	101		
70	164	102		
71	168	103		
72	169	104		
73	169	106		
74	169	108		

75	169	110		
76	169	112		
77	169	114		
78	169	116		
79	169	118		
80	169	120		
81	169	127		
82	169	134		
83	169	141		
84	169	148		
85	169	149		
86	169	149		
87	169	149		
88	169	149		
89	169	149		
90	169	149		
91	169	149		
92	169	149		
93	169	149		
94	169	149		
95	169	149		
96	169	149		
97	169	149		
98	169	149		
99	169	149		
100	169	149		
101	169	149		
102	169	149		
103	169	149		

104	169	149		
105	169	149		
106	169	149		
107	169	149		
108	169	149		
109	169	149		
110	169			
111	169			
112	169			
113	169			
114	169			
115	169			
116	169			
117	169			
118	169			
119	169			
120	169			
121	169			
122	169			
123	169			
124	169			
125	169			
126	169			
127	169			
128	169			
129	169			
130	169			
131	169			
132	169			

133	169			
134	169			
135	169			
136	169			
137	169			
138	169			
139	169			
140	169			
141	169			
142	169			
143	169			
144	169			
145	169			
146	169			
147	169			
148	169			
149	169			

イ 小学校・中学校教育職給料表の適用を受ける職員の降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給
	1級
1	9
2	10
3	11
4	12
5	13
6	14
7	15
8	16
9	17

10	18
11	19
12	20
13	21
14	22
15	23
16	24
17	25
18	26
19	27
20	28
21	29
22	30
23	31
24	32
25	33
26	34
27	35
28	36
29	37
30	38
31	39
32	40
33	41
34	42
35	43
36	44
37	45
38	46

39	47
40	48
41	50
42	52
43	54
44	56
45	58
46	60
47	62
48	64
49	65
50	66
51	67
52	68
53	70
54	72
55	74
56	76
57	79
58	82
59	85
60	88
61	91
62	94
63	97
64	100
65	107
66	114
67	121

68	125
69	125
70	125
71	125
72	125
73	125
74	125
75	125
76	125
77	125
78	125
79	125
80	125
81	125
82	125
83	125
84	125
85	125
86	125
87	125
88	125
89	125
90	125
91	125
92	125
93	125
94	125
95	125
96	125

97	125
98	125
99	125
100	125
101	125
102	125
103	125
104	125
105	125
106	125
107	125
108	125
109	125
110	125
111	125
112	125
113	125
114	125
115	125
116	125
117	125
118	125
119	125
120	125
121	125
122	125
123	125
124	125
125	125

126	125
127	125
128	125
129	125
130	125
131	125
132	125
133	125
134	125
135	125
136	125
137	125
138	125
139	125
140	125
141	125
142	125
143	125
144	125
145	125
146	125
147	125
148	125
149	125
150	125
151	125
152	125
153	125
154	125

155	125
156	125
157	125
158	125
159	125
160	125
161	125

ウ 幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	1	61	53
2	1	62	54
3	1	63	55
4	1	64	56
5	1	65	57
6	2	66	58
7	3	67	59
8	4	68	60
9	5	69	61
10	6	70	62
11	7	71	63
12	8	72	64
13	9	73	65
14	10	74	66
15	11	75	67
16	12	76	68
17	13	78	69
18	14	80	70
19	15	82	71

20	16	84	72
21	17	86	73
22	18	88	74
23	19	90	75
24	20	92	76
25	21	94	77
26	22	96	78
27	23	98	79
28	24	100	80
29	25	102	82
30	26	104	84
31	27	106	86
32	28	108	88
33	29	110	89
34	30	112	90
35	31	114	91
36	32	116	92
37	33	118	94
38	34	120	96
39	35	122	97
40	36	124	97
41	38	125	97
42	40	126	97
43	42	127	97
44	44	128	97
45	46	130	97
46	48	132	97
47	50	134	97
48	52	136	97

49	54	137	97
50	56	138	97
51	58	139	97
52	60	140	97
53	62	142	97
54	64	144	97
55	66	146	97
56	68	148	97
57	70	149	97
58	72	149	97
59	74	149	97
60	76	149	97
61	77	149	97
62	78	149	97
63	79	149	97
64	80	149	97
65	82	149	97
66	84	149	97
67	86	149	97
68	88	149	97
69	90	149	97
70	92	149	97
71	94	149	97
72	96	149	97
73	98	149	97
74	100	149	
75	102	149	
76	104	149	
77	106	149	

78	108	149	
79	110	149	
80	112	149	
81	114	149	
82	116	149	
83	118	149	
84	120	149	
85	122	149	
86	124	149	
87	125	149	
88	125	149	
89	125	149	
90	125	149	
91	125	149	
92	125	149	
93	125	149	
94	125	149	
95	125	149	
96	125	149	
97	125	149	
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		

107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		

136	125		
137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則を廃止する規則案

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則（昭和43年大阪市教育局委員会規則第12号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日以後に、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条

例（平成29年大阪市条例第 号）附則第3項の規定により退職手当の額を算定す

る場合においては、この規則による廃止前の教育委員会所管の学校の教員等の退

職手当に関する規則は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(参考)

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条に規定する高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受けるもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。以下「教員」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第2条 この規則において「遺族」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、教員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、教員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規則の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次の各号に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教員を故意に死亡させた者
- (2) 教員の死亡前に、当該教員の死亡によつて退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第2条の2 次条及び第6条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、教員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する

退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の状態にある傷病をいう。次条第2項並びに第5条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（教育委員会所管の学校の教員の定年に関する規則（昭和60年大阪市教育委員会規則第7号。以下「定年規則」という。）第2条の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。）又は25年未満の期間勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者（定数の減少若しくは組織の改廃（法令による定数の減少及び組織の改廃並びに予算の基礎とされる定数の減少を除く。）又は勤務していた公署の移転により退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5

(3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 法令による定数の減少若しくは組織の改廃若しくは予算の基礎とされる定数の減少により過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続して退職した者（定年規則第2条の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に限る。）又は25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者（定数の減少若しくは組織の改廃（法令による定数の減少及び組織の改廃並びに予算の基礎とされる定数の減少を除く。）又は勤務していた公署の移転により退職した者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする規則が制定された場合において、当該規則による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第19条各項の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規則の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する教員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第7条第8項の規定により教員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に教員、第7条第5項に規定する教員以外の地方公務員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 教員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第5項の規定により教員としての引き続いた在職期間に含むものとされた教員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 第8条第1項に規定する再び教員となつた者の同項に規定する一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(4) 第8条第2項に規定する場合における一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(5) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして教育長が定める在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、定数の減少若しくは組織の改廃（法令による定数の減少及び組織の改廃並びに予算の基礎とされる定数の減少を除く。）又は勤務していた公署の移転により退職した者を除く。）のうち、定年に達する日以後における最初の3月31日から1年前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が50年以上であるものに対する第5条第1項及び前条第1項の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する
--------	---------	---

		年数1年について100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(勸奨の要件)

第5条の4 その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、教育長が定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
-----	------------	-------------------------

	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号ロ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日におけるその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（次項に定める月を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とす

る。

- (1) 第1号区分 59,550円
- (2) 第2号区分 54,150円
- (3) 第3号区分 43,350円
- (4) 第4号区分 32,500円
- (5) 第5号区分 27,100円
- (6) 第6号区分 21,700円
- (7) 第7号区分 0円

2 前項に規定するその者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月から除く月は、地方公務員法第27条第2項又は第28条第2項の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）、同法第29条第1項の規定による停職、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する事由により現実に職務をとることを要しない期間又は同法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第3号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月を除く。） 当該休職月等
- (2) 育児休業（地方公務員の育児休業に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。）をいう。）により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等 退職した者が属していた第1項各号に掲げる教員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては教員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 第1号に規定する事由以外の事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。） 退職した者が属していた教員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては教員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれの最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当

する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた教員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

- 3 退職した者の基礎在職期間に地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業の承認を受けた期間のある月(以下この項において「部分休業月」という。)が含まれる場合には、退職した者が属していた教員の区分が同一の部分休業月がある部分休業月にあつては教員の区分が同一の部分休業月ごとにそれぞれその最初の部分休業月から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある部分休業月、退職した者が属していた教員の区分が同一の部分休業月がない部分休業月にあつては当該部分休業月を基礎在職期間の各月から除くものとする。
- 4 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における第1項、第2項及び次項の規定の適用については、その者は、教育長の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める教員として在職していたものとみなす。
 - (1) 教員としての引き続いた在職期間(その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該教員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教員又は当該特定基礎在職期間に連続する教員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教員
 - (2) 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する教員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する教員(当該従事していた職務が教育長が定めるものであつたときは、教育長の定める職務に従事する教員)
- 5 第1項各号に掲げる教員の区分は、退職した教員は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イの表、ロの表又はハの表の右欄に掲げるその者の当該各月における区分に応じ、これらの表の左欄に掲げる教員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、当該教員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教員の区分のみに属していたものとする。
- 6 第1項の調整月額の順位は、その額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。
- 7 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
 - (1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)

以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0日のもの
0円

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0円
(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教員となつた日の属する月から退職の日の属する月までの月数による。

3 教員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び教員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あつたときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第1項に規定する教員としての引き続いた在職期間には、条例第1条に規定する職員のうち、教員を除いた者（以下「市職員」という。）が引き続いて教員となつたときにおける市職員としての引き続いた在職期間、教員及び市職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定するものであつて、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの（以下「教員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて教員となつたときにおけるその者の教員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び教員が引き続いて市職員となり引き続き市職員として在職した後引き続いて教員となつたとき又は教員が第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで教員以外の地方公務員等となり引き続き教員以外の地方公務員等として在

職した後引き続いて教員となつたときにおける先の教員としての引き続いた在職期間の始期から市職員又は教員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間をそれぞれ含むものとする。ただし、教員以外の地方公務員等が退職によりこの規則の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した国又は地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料の月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の教員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

6 教員以外の地方公務員等が教員となつた場合における前項の規定の適用は、教員が引き続いて教員以外の地方公務員等となつた場合において、当該教員以外の地方公務員等が属する地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準において、教員としての在職期間を当該教員以外の地方公務員等としての在職期間に通算することと定めている地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人又は国から引き続き教員となつた場合に限るものとする。

7 第1項から第4項までの規定は、第5項の規定により教員としての引き続いた在職期間に含まれる在職期間を計算する場合に準用する。

8 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

9 前項の規定は、前条又は第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

10 第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。

（一般地方独立行政法人等から復帰した教員等の在職期間の計算）

第8条 教員のうち、教育委員会の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第55条に規定する一般地方独立行政法人をいう。）又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）の役員又は職員（以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き当該一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び

教員となつた者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の教員としての在職期間の始期から後の教員としての在職期間の終期までの期間は、教員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 一般地方独立行政法人等職員が、当該一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて教員となるため退職し、かつ、引き続いて教員となつた場合におけるその者の前条第1項に規定する教員としての引き続いた在職期間には、その者の一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における一般地方独立行政法人等職員としての在職期間の計算については、前条（第5項及び第6項を除く。）の規定を準用する。
- 4 一般地方独立行政法人等職員が退職によりこの規則の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した一般地方独立行政法人等の退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料の月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の教員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
- 5 一般地方独立行政法人等職員が教員となつた場合における前5項の規定の適用は、教員が引き続いて一般地方独立行政法人等職員となつた場合において、当該一般地方独立行政法人等職員が属する一般地方独立行政法人等の退職手当の支給の基準において、教員としての在職期間を当該一般地方独立行政法人等職員としての在職期間に通算することと定めている一般地方独立行政法人等から引き続き教員となつた場合に限るものとする。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第9条 教員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付の額は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

第10条 勤続期間12月以上（定数の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した者、勤務公署等の移転により、通勤することが困難となつたため退職した者、地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者、同法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職をした者、公務上の傷病により退職した者及び退職勧奨を受けて退職した者（以下この条において「特定退職者」という。）にあつては、6月以上）で退職した教員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該教員を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第15条第1項に規

定する受給資格者と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、当該教員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他教育長が定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、教育長が定めるところにより教育委員会にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、教員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る教員となつた日前に教員若しくは教員以外の地方公務員等又はこれらに準ずる者として教育長が定める者（以下この項において「教員等」という。）であつたことがあるものについては、当該教員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該教員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該教員等であつた期間に係る教員等となつた日の直前の教員等でなくなつた日が当該教員等となつた日前1年の期間内にないときは、当該直前の教員等でなくなつた日前の教員等であつた期間

(2) 当該勤続期間に係る教員等となつた日前に退職手当の支給を受けたことのある教員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の教員等であつた期間

3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した教員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日

につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

- 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他教育長が定める理由によるものである教員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、教育長が定めるところにより、教育委員会にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。
- 5 勤続期間6月以上で退職した教員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者に雇用保険法の規定を適用したとすれば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間6月以上で退職した教員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者に雇用保険法の規定を適用したとすれば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した教員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定す

る被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額

8 勤続期間6月以上で退職した教員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に教育委員会の指示した雇用保険法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職手当を支給せず、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。

10 第1項、第3項又は前項の規定による退職手当の支給を受ける者が、次の各号の1に該当する場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が教育委員会の指示した雇用保険法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合

11 第1項又は第3項の規定による退職手当を受けることができる者（第9項及び前項の規定による者を含む。）が、次の各号の規定に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる失業等給付（雇用保険法第10条に規定する失業等給付をいう。）に相当する金額を退職手当として、当該失業等給付の支給の条件に従い支給する。

(1) 教育委員会の指示した雇用保険法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同項に規定する技能習得手当

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第2項に規定する寄宿手当

- (3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第1項に規定する傷病手当
 - (4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第1項に規定する就業促進手当（第14項において「就業促進手当」という。）
 - (5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は教育委員会の指示した雇用保険法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同項に規定する移転費
 - (6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同項に規定する求職活動支援費
- 12 前項第3号に掲げる傷病手当に相当する退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 13 第11項第3号に掲げる傷病手当に相当する退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があつた金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
- 14 就業促進手当に相当する退職手当の支給があつた場合における第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。
- (1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
 - (2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
- 15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは、「第4号から第6号まで」と読み替えるものとする。
- 16 雇用保険法第10条の4第1項の規定は、偽りその他不正の行為によつて第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合について準用する。
- 17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

(定義)

第11条 本条から第17条までにおいて、「懲戒免職等処分」とは、地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の教員としての身分を当該教員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 教育委員会は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した退職手当支給制限処分書（様式第1号）により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を公報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 教員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は教育委員会がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
- (2) 教育委員会が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の教員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、教育委員会は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 教育委員会は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 教育委員会は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規

定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、教育委員会が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 第1項、第2項又は第3項の規定による処分を行うときは、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める書面の様式により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

- (1) 第1項の規定による処分 様式第2号
- (2) 第2項第1号の規定による処分 様式第3号
- (3) 第2項第2号の規定による処分 様式第4号
- (4) 第3項の規定による処分 様式第5号

11 前条第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定によ

る懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 教育委員会が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、教育委員会は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第1項又は第2項の規定による処分を行うときは、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める書面の様式により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

(1) 第1項第1号又は第2号の規定による処分 様式第1号

(2) 第1項第3号又は第2項の規定による処分 様式第6号

6 第12条第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

7 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 教育委員会が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、教育委員会は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 教育委員会は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 5 大阪市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 6 第1項の規定による処分を行うときは、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める書面の様式により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- (1) 第1項第1号又は第2号の規定による処分 様式第7号
- (2) 第1項第3号の規定による処分 様式第8号

（遺族の退職手当の返納）

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、教育委員会は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 前項の規定による処分を行うときは、様式第8号により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前条第2項及び第4項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。
- 4 大阪市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に

係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、教育委員会が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、教育委員会は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第4項において準用する大阪市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、教育委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、教育委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑

に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、教育委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、教育委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。

7 第1項の規定による通知の様式は、様式第9号とする。

8 第1項から第5項までの規定による処分を行うときは、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める書面の様式により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

(1) 第1項から第3項までの規定による処分 様式第10号

(2) 第4項又は第5項の規定による処分 様式第11号

9 第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

10 大阪市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(人事委員会への諮問等)

第18条 教育委員会は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、人事委員会に諮問しなければならない。

2 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事項については、条例第18条第2項から第5項までの規定を準用する。

(教員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第19条 教員が退職した場合(第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び教員又は市職員となつたときは、その退職については、退職手当を支給しない。ただし、市職員のうち、嘱託又は臨時職員となつたときはこの限りでない。

2 教員が引き続いて教員以外の地方公務員等となつた場合において、その者の教員としての勤続年数が、教員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、その者の教員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規則による退職手当は、支給しない。

3 教員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する教員が退職し、かつ、引き続いて一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、教育長が定める場合を除き、この規則の規定による退職手当は、支給しない。

(納付通算者の転出に伴う取扱い)

第19条の2 附則第9項第4号に規定する教員(以下本条において「納付通算者」という。)が引き続いて教員以外の地方公務員となつた場合においては、その者の最終退職(納付通算者としての以後の引き続いた在職期間の終期をいう。)の際に、その属する地方公共団体の退職手当に関する規定中のこの規則附則第17項に相当する規定(以下本条において「特殊退職方式」という。)において納付期間(納付通算者が本市に納付した退職手当の額の計算の基礎となつた勤続期間をいう。以下本条において同じ。)に応じて控除されることとなる額を支給する。ただし、その者が国家公務員から引き続いて教員となつた者である場合又はその者が引き続いて勤務する地方公共団体の退職手当に関する規定において特殊退職方式がない場合(期限の定めにより特殊退職方式の適用がない場合を含む。)においては、次項の例による。

2 納付通算者が引き続いて国家公務員となつた場合においては、前条の規定にかかわらず、その者が教員を退職した際に、退職の日におけるその者の給料の月額に納付期間に対するこの規則による退職手当の支給割合を乗じた額を支給する。

3 納付通算者が引き続いて特殊退職方式の適用を受けることとなる地方公共団体に勤務し、引き続いて勤務した後、引き続いて国又は第1項ただし書後段に規定する地方公共団体に勤務することとなる場合においては、その際に、その退職の日におけるその者の給料の月額に納付期間に対するこの規則による退職手当の支給割合を乗じた額を支給する。

(施行の細目)

第20条 この規則の施行に関し必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則は、昭和41年3月29日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、同日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

(昭和41年3月28日以前の勤続期間)

- 3 適用日の前日に現に在職していた教員（附則第12項本文に規定する者に該当する者を除く。）の同日以前における勤続期間の計算については、附則第4項から第9項までの規定によるほか、第7条（第5項から第8項までの規定を除く。）の規定の例による。

(外国政府職員等の在職期間)

- 4 昭和28年7月31日に現に在職していた教員のうち、先に教員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）附則第3項第3号の規定により総務大臣が指定する法人に使用される者（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続いて再び教員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間は教員としての在職期間とみなす。

(在外研究員等に接続する教員の在職期間の通算)

- 5 昭和28年7月31日に現に在職していた教員のうち、先に教員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び教員となつたものの先の教員としての在職期間は後の教員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(外地官署所属職員等の在職期間の通算)

- 6 昭和20年8月15日に現に次の各号の1に掲げる者であつたものが当該各号に掲げる日から昭和28年7月31日までの間に他に就職することなく教員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、その者の教員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する勅令（昭和21年勅令第287号）の

規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

(2) 外国政府職員等又は在外研究員等 昭和20年8月16日

(3) 軍人軍属 その身分を失つた日

(公職等追放解除者の在職期間の通算)

- 7 先に教員として在職したものであつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和21年勅令第109号）第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第1号）第3条の規定により退職させら

れたもの又は国家公務員退職手当法施行令附則第6項の規定により総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に教員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁じられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁じられた日（その禁じられた日前に再び教員となつた者については、その再び教員となつた日）の前日までの間に他に就職しなかつた者を含む。）が、その退職の後法令の規定又は特別の手続きによりこれらの措置が解除された日（これらの措置による就職が制限されなかつた教員となつた場合にあつては、当該退職の日）から昭和28年7月31日までの間に再び教員となつた場合においては先に教員として在職した期間は、その者の教員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び教員となつた場合において、当該経過した日から再び教員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

（退職手当に相当する給与の支給を受けている教員の在職期間）

- 8 教員が退職（附則第15項の特殊退職（附則第16項の規定により特殊退職とみなされた退職を含む。）を除く。）によりこの規則の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間（当該給与の基礎となるべき在職期間が退職手当に関する規定において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料の月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1年未満の端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。）に相当する月数）は、その者の教員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

（適用日の前日以前の市職員又は教員以外の地方公務員等としての勤続期間）

- 9 適用日の前日に現に在職していた教員であつて、市職員から引き続いて教員となつたもの（任命権者の手続遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなく教員となつた者を含む。）の適用日の前日以前における市職員としての勤続期間の計算及び教員以外の地方公務員等から引き続いて教員となつた者のうち次の各号に掲げるものの適用日の前日以前における教員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第4項から第8項までの規定を準用するほか第7条第5項、第7項及び第8項の規定（第4号に掲げる場合にあつては、第7条第5項ただし書の規定を除く。）の例による。この場合において、第7条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第15項の特殊退職（附則第16項の規定により特殊退職とみなされた退職を含む。）を除く。）により」と読み替えるものとする。

（1）昭和24年1月11日以前において、教員以外の地方公務員等（もとの外地の地方公共団体

又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下同じ。）から引き続いて教員と

なつた者

(2) 昭和26年4月1日から昭和35年4月1日までの間に1において、大阪市立高等学校の定時

制課程の教育公務員でその給与が大阪府の負担とされていたもの（以下「定時制府費教

員」という。）から引き続いて教員となつた者

(3) 昭和30年4月3日における隣接6カ町村の本市への編入に伴い、当該町村の教育公務員

から引き続いて教員となつた者

(4) 昭和37年4月1日以後において、大阪府内における公立の学校（教育長が特に必要と認

めた場合における国立又は大阪府外の公立学校を含む。）の教育公務員からこの規則の規

定による退職手当に相当する給与の支給を受けて引き続いて教員となつた者で教育長の定

めるところにより当該給与の額を本市に納付したもの

(5) 専門的、学術的知識又は技術を必要とすることにより特に招へいされて、教員以外の地

方公務員等から引き続いて教員となつた者

(6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の施行に伴い、大阪市立高等学校の教員が、引き続

いて大阪府立の学校の教育公務員又は市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135

号）第1条若しくは第2条に規定する教育公務員（以下「府教職員」という。）となり引

き続いて府教職員として在職した後再び引き続いて教員となつた者

(7) 学校教育法の施行に伴い、府教職員から引き続いて大阪市立の高等学校の教員となつた

者

(8) 大阪市立の盲学校及び聾学校の教育公務員のうちその給与が大阪府の負担とされている

もの（以下「盲聾学校府費教員」という。）から引き続いて当該盲学校及び聾学校の教員

となつた者

(9) 昭和24年1月12日以後において、外地官署所属職員の身分に関する勅令に規定する職員

（以下「外地官署所属職員」という。）及び旧恩給法の特例に関する勅令（昭和21年勅令

第68号）第1条に規定する軍人又は軍属（以下「軍人軍属」という。）から引

き続いて教

員となつた者

10 適用日の前日に現に在職していた市職員又は教員以外の地方公務員等（もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下この項及び次項において同じ。）であつて適用日以後に引き続いて教員となつたものの適用日の前日以前における市職員又は教員以外の地方公務員等としての在職期間の計算については、附則第4項から第7項までの規定を準用するほか、第7条第5項から第8項までの規定の例による。この場合において、第7条第5項ただし書中「退職により」とあるのは「退職（附則第15項の特殊退職（附則第16項の規定により特殊退職とみなされた退職を含む。）を除く。）により」と読み替えるものとする。

11 前項又は附則第9項に規定する者のうち、先に教員として在職した者であつて次の各号に掲げる場合の当該各号に掲げる日以前においてこの規則の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて市職員又は教員以外の地方公務員等となつたものについては、第19条各項の規定により退職手当を支給されないで市職員又は教員以外の地方公務員等となつたものとみなして前項又は附則第9項の規定を適用する。

(1) 市職員となつた場合 適用日の前日

(2) 附則第9項第1号に規定する場合 昭和24年1月11日

(3) 附則第9項第8号に規定する場合 適用日の前日

(外地官署所属職員等で昭和28年8月1日以後教員となつたものの勤続期間)

12 昭和20年8月15日に現に附則第6項各号に掲げる者（在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。）であつた者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和28年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年（特殊の事情があると認められる場合には、教育委員会が市長と協議して定める期間を加算した期間）以内に教員となつたもの又は同日以後において当該期間内に市職員若しくは教員以外の地方公務員等となり引き続き市職員若しくは教員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて教員となつたもの（教員以外の地方公務員等から教員となる場合は附則第9項に規定する場合を除き適用日以後に教員となつたものに限る。）については、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同日以後において最初に開始する教員、市職員又は教員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該市職員又は教員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては当該市職員又は教員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該教員、市職員又は教員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者についてはこの限りでない。

13 前項に規定する者の昭和28年7月31日（同年8月1日以後に附則第6項第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する

日)以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第4項及び第5項(これらの規定を附則第9項及び第10項において準用する場合を含む。)並びに附則第8項及び第11項の規定(適用日の前日に現に在職していた教員については附則第9項の規定を含む。)を準用するほか、第7条第5項から第8項までの規定の例による。この場合において、第7条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(附則第15項の特殊退職(附則第16項の規定により特殊退職とみなされた退職を含む。))を除く。により」と読み替えるものとする。

(特殊退職者の退職手当の額の計算の特例)

14 昭和28年7月31日に現に在職していた教員、同日に現に市職員又は教員以外の地方公務員等として在職し引き続き市職員又は教員以外の地方公務員等として在職した後適用日以後引き続いて教員となつた者(附則第9項に規定する者で昭和28年7月31日以後に引き続いて教員となつた者を含む。)又は附則第12項に規定する者のうち、教員としての引き続いた在職期間中において、教員、市職員又は教員以外の地方公務員等として在職した後この規則の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、教員、市職員又は教員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する退職手当の基本額は、第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、その者の退職の日における給料の月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の3から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、附則第25項及び

教員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(昭和48年大阪市教育局委員会規則第20

号。以下「規則第20号」という。)附則第3項から附則第6項までの規定により計算した

額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の基本額の当該給料の

月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの規則の規定による退職手当に相

当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤

続期間がその者が在職した国又は地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定

められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料の月額

で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て

る。)に相当する月数)を、この規則の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこ

の規則の規定による退職手当(附則第7項の規定の適用を受ける教員及び外地官署所属職

員のうち、第4条(25年以上勤続して退職した者のうち、同条第1項に規定する定数の減

少若しくは組織の改廃(第5条第1項に規定する定数の減少又は組織の改廃を除く。)又

は勤務公署の移転に伴い引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者以外

のものに係る退職手当に関する部分を除く。)若しくは第5条の規定による退職手当又は

これらに準ずる退職手当に係る退職(以下「整理退職」という。)に該当する特殊退職を

した者については、第4条第1項の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合

における当該退職手当の基本額の当該特殊退職の日におけるその者の給料の月額に対する

割合(特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計

した割合)

15 前項の特殊退職は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 教員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び教員となる場合(市職員又は教員以

外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び市職員又は当該退職の日

までその者が属していた国又は地方公共団体の教員以外の地方公務員等となる場合を含

む。)の退職(整理退職に該当する退職を除く。)

(2) 教員又は教員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて教員又は教員以外の地方公

務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に教員又は当該教員以外の地方公

務員等となる場合(前号に該当する場合を除く。)の退職(整理退職に該当する退職を除

く。)

(3) 附則第4項又は第5項(これらの規定を附則第9項、第10項及び第13項において準用す

る場合を含む。)の退職(整理退職に該当する退職を除く。)

(4) 附則第7項（附則第10項において準用する場合を含む。）の退職

(5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

16 適用日の前日に現に在職していた教員又は同日に現に市職員として在職し適用日以後に引き続いて教員となつた者のうち、教員としての引き続いた在職期間中において、この規則の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて次の各号に掲げる退職をしたことがあるものの当該退職は、前項に規定する特殊退職とみなす。

(1) 市職員を退職し引き続いて教員となつた場合又は教員を退職し引き続いて市職員となり

市職員として引き続いて在職した後市職員を退職し引き続いて教員となつた場合（任命権

者の手続遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなく教員又は市職員

となつた場合を含む。）におけるこれらの退職

(2) 学校教育法の施行に伴い府教職員を退職し引き続いて教員となつた場合又は同法の施行

に伴い、教員を退職し引き続いて府教職員となり府教職員として引き続いて在職した後府

教職員を退職し引き続いて教員となつた場合におけるこれらの退職

(3) 昭和26年4月1日から昭和35年4月1日までの間において定時制府費教員を退職し引き

続いて教員となつた場合又は教員を退職し引き続いて定時制府費教員となり定時制府費教

員として引き続いて在職した後定時制府費教員を退職し引き続いて教員となつた場合にお

けるこれらの退職

17 削除

18 昭和32年4月20日に現に在職していた教員のうち、次の各号に掲げるものが年齢50年以上でその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合には、第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条の規定による退職手当を支給することができる。

(1) 先に教員として在職した者のうち、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政

府職員等となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続いて

再び教員となつたもの（附則第8項第2号又は第14項の規定により在職期間が引き続いた

ものとみなされる期間内に再び教員となつたものを含む。）

(2) 前号に掲げる者のほか、教員としての勤続期間が10年以上の者

- 19 教員（臨時的任用職員を除く。）のうち、その者の非違によることなく勸奨を受けて会計年度の末日に退職した者でその日における年齢が50年以上であるものについては、第5条及び附則第18項の規定に該当する場合のほか、当分の間、第5条の規定による退職手当の基本額を支給することができる。
- 20 第6条の5の規定は、前項の規定を適用する場合において準用する。
- 21 教員（臨時的任用職員を除く。）のうち昭和40年3月31日における年齢が次の各号の1に該当するものが、その者の非違によることなく勸奨を受けて当該各号に定める日に退職した場合には、前項の規定に該当する場合のほか、第5条の規定による退職手当を支給することができる。
- (1) 年齢が60年の者 昭和41年3月31日
 - (2) 年齢が61年又は62年の者 昭和41年3月31日
- (年齢45年以上で退職した者に関する特例)
- 22 平成14年3月31日から平成16年3月31日までの間において、教員に対する第5条の2、第6条並びに附則第14項及び第25項の規定の適用については、第5条の2中「50年」とあるのは「45年」と、「年数」とあるのは「年数（10年を超える者にあつては10年）」と、「100分の2」とあるのは「100分の3（当該年数が5年未満である者にあつては100分の2）」と、第6条中「第5条の2」とあるのは「第5条の2（附則第21項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、附則第14項及び第25項中「第5条の2」とあるのは「第5条の2（附則第21項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第6条」とあるのは、「第6条（附則第21項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。
- 23 平成14年3月31日から平成16年3月31日までの間において、教員に対する附則第19項及び第23項の規定の適用については、附則第19項中「50年」とあるのは「45年」と、附則第23項中「附則第19項」とあるのは「附則第19項（附則第22項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。
- (退職手当の特例)
- 24 附則第19項に規定する教員その他教育委員会が定める教員が退職した場合には、当分の間、教育委員会が市長と協議して定める額をこの規則の規定による退職手当の額に加算することができる。
- (旧退職手当の額の保証)
- 25 昭和37年11月30日（昭和33年12月31日において旧国家公務員共済組合法（昭和23年法律第69号）の長期給付に関する規定の適用を受けていた教員については、同日）に現に在職していた教員が適用日以後に次の各号に掲げる退職をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、第3条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- (1) 第3条第1項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）
 - (2) 第5条第1項の規定に該当する退職
 - (3) 第6条の規定に該当する退職

(退職手当の基本額に係る特例)

26 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（規則第20号附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の87を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第26項」とする。

27 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（規則第20号附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

28 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（規則第20号附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第26項の規定の例により計算して得られる額とする。

29 削除

(職員の分限に関する条例の規定により公共的団体に派遣されていた者の特例)

30 平成14年4月1日前に公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年大阪市条例第79号）附則第5項の規定による改正前の職員の分限に関する条例第3条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたことがある職員の当該休職の期間については、第6条の4第2項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間には該当しないものとみなす。

(国立大学法人等の職員の在職期間)

31 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職していた者が、同法附則第4条の規定により引き続いて同法第2条第5項に規定する国立大学法人等（以下「国立大学法人等」という。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて教員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧機関の職員としての在職期間及び国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を教員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

(国立大学法人等の職員となつた者の特例)

32 旧機関（国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）による改正前の国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3条第1項に規定する東京商船大学、東京水産大学、福井大学、福井医科大学、神戸商船大学、島根大学、島根医科大学、香川大学、香川医科大学、高知大学、高知医科大学、九州芸術工科大学、佐賀大学、佐賀医科大学、大分大学、大分医科大学、宮崎大学及び宮崎医科大学並びに同法第3条の5第2項に規定する北海道大学医療技術短期大学部、

東北大学医療技術短期大学部、京都大学医療技術短期大学部及び熊本大学医療技術短期大学部を含む。)の職員が引き続いて教員となり、かつ、引き続き教員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の教員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規則の規定による退職手当は、支給しない。

33 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定(平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で教育長が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規則の適用を受けたことがあるときは、この規則の規定による給料の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5に規定する給料の月額については、この限りでない。

34 教育委員会所管の学校の教員の給料表に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(平23年大阪市規則第47号)附則第2項から第4項までの規定による給料は、この規則の規定による退職の日におけるその者の給料の月額には含まないものとする。ただし、第6条の5に規定する給料の月額については、この限りでない。

別表(第6条の4関係)

イ 平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間の基礎在職期間における教員の区分に

ついての表

第1号区分	1 平成8年4月1日から平成19年3月31日までの間において適用されていた職員の給与に関する条例(以下「平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例」という。)の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち教育長が定めるもの
	2 前号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第2号区分	1 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(第1号区分の項第1号に該当するものを除く。)
	2 前号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第3号区分	1 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の教育職給料表

	(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち教育長が定めるもの 2 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第4号区分	1 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち教育長が定めるもの又は3級であつたもの(第3号区分の項第1号に該当するものを除く。) 2 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち教育長が定めるもの又は3級であつたもの(第3号区分の項第2号に該当するものを除く。) 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第5号区分	1 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもののうち教育長が定めるもの又は2級であつたもの(第4号区分の項第1号に該当するものを除く。)のうち教育長が定めるもの 2 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの(第4号区分の項第2号に該当するものを除く。)のうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第6号区分	1 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもの(第5号区分の項第1号に該当するものを除く。)のうち教育長が定めるもの又は2級であつたもの(第4号区分の項第1号

	及び第5号区分の項第1号に該当するものを除く。)のうち教育長が定めるもの
	2 平成8年4月以後平成19年3月以前の給与条例の教育職給料表(3)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの(第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に該当するものを除く。)のうち教育長が定めるもの
	3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第7号区分	第1号から第6号までのいずれの教員の区分にも属しないこととなる者

ロ 平成19年4月から平成27年3月までの間の基礎在職期間における教員の区分についての表

第1号区分	1 平成19年4月から平成27年3月までの間適用されている職員の給与に関する条例(以下「平成19年4月から平成27年3月までの間の給与条例」という。)の高等学校・特別支援学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち教育長が定めるもの
	2 前号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第2号区分	1 平成19年4月から平成27年3月までの間の給与条例の高等学校・特別支援学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの(第1号区分の項第1号に該当するものを除く。)
	2 前号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第3号区分	1 平成19年4月から平成27年3月までの間の給与条例の高等学校・特別支援学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち教育長が定めるもの
	2 平成19年4月から平成27年3月までの間の給与条例の幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち教育長が定めるもの
	3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの

第4号区分	1 平成19年4月から平成27年3月までの間の給与条例の高等学校・特別支援学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち教育長が定めるものの、特2級であつたもの又は3級であつたもの（第3号区分の項第1号に該当するものを除く。） 2 平成19年4月から平成27年3月までの間の給与条例の幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち教育長が定めるもの又は3級であつたもの（第3号区分の項第2号に該当するものを除く。） 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第5号区分	1 平成19年4月から平成27年3月までの間の給与条例の高等学校・特別支援学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもののうち教育長が定めるもの又は2級であつたもの（第4号区分の項第1号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 2 平成19年4月から平成27年3月までの間の給与条例の幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第4号区分の項第2号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第6号区分	1 平成19年4月から平成27年3月までの間の給与条例の高等学校・特別支援学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもの（第5号区分の項第1号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの又は2級であつたもの（第4号区分の項第1号及び第5号区分の項第1号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 2 平成19年4月から平成27年3月までの間の給与条例の幼稚園・小学校・中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属す

	る職務の級が2級であつたもの（第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第7号区分	第1号から第6号までのいずれの教員の区分にも属しないこととなる者

ハ 平成27年4月以降の基礎在職期間における教員の区分についての表

第1号区分	1 平成27年4月以後適用されている職員の給与に関する条例（以下「平成27年4月以後の給与条例」という。）の高等学校等教育職給料表（平成28年3月31日以前にあつては職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年大阪市条例第41号）による改正前の職員の給与に関する条例の高等学校・特別支援学校等教育職給料表）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち教育長が定めるもの 2 前号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第2号区分	1 平成27年4月以後の給与条例の高等学校等教育職給料表（平成28年3月31日以前にあつては職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の給与に関する条例の高等学校・特別支援学校等教育職給料表）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であつたもの（第1号区分の項第1号に該当するものを除く。） 2 前号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第3号区分	1 平成27年4月以後の給与条例の高等学校等教育職給料表（平成28年3月31日以前にあつては職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の給与に関する条例の高等学校・特別支援学校等教育職給料表）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であつたもののうち教育長が定めるもの 2 平成27年4月以後の給与条例の幼稚園教育職給料表の適用を受

	けていた者でその属する職務の級が4級であつたもののうち教育長が定めるもの 3 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第4号区分	1 平成27年4月以後の給与条例の高等学校等教育職給料表（平成28年3月31日以前にあつては職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の給与に関する条例の高等学校・特別支援学校等教育職給料表）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち教育長が定めるもの、特2級であつたもの又は3級であつたもの（第3号区分の項第1号に該当するものを除く。） 2 平成27年4月以後の給与条例の小学校・中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち教育長が定めるもの 3 平成27年4月以後の給与条例の幼稚園教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもののうち教育長が定めるもの、3級であつたもの又は4級であつたもの（第3号区分の項第2号に該当するものを除く。） 4 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第5号区分	1 平成27年4月以後の給与条例の高等学校等教育職給料表（平成28年3月31日以前にあつては職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の給与に関する条例の高等学校・特別支援学校等教育職給料表）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもののうち教育長が定めるもの又は2級であつたもの（第4号区分の項第1号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 2 平成27年4月以後の給与条例の小学校・中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第4号区分の項第2号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの

	3 平成27年4月以後の給与条例の幼稚園教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第4号区分の項第3号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 4 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第6号区分	1 平成27年4月以後の給与条例の高等学校等教育職給料表（平成28年3月31日以前にあつては職員の給与に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の給与に関する条例の高等学校・特別支援学校等教育職給料表）の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であつたもの（第5号区分の項第1号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの又は2級であつたもの（第4号区分の項第1号及び第5号区分の項第1号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 2 平成27年4月以後の給与条例の小学校・中学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第4号区分の項第2号及び第5号区分の項第2号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 3 平成27年4月以後の給与条例の幼稚園教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であつたもの（第4号区分の項第3号及び第5号区分の項第3号に該当するものを除く。）のうち教育長が定めるもの 4 前各号に掲げる者に準ずるものとして教育長が定めるもの
第7号区分	第1号から第6号までのいずれの教員の区分にも属しないこととなる者

2 不要の文字は、抹消すること。

退職手当支払差止処分書

大市教委第 号
年 月 日

(被処分者) 様

教育委員会教育長 

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 13 条第 1 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

記

金

円

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

注

※ 勤続期間とは、教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

退職手当支払差止処分書

大市教委第 号
年 月 日

(被処分者) 様

教育委員会教育長 印

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 13 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(公務に対する府民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 :)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合	

4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合

注

※ 勤続期間とは、教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

退職手当支払差止処分書

大市教委第 号
年 月 日

(被処分者) 様

教育委員会教育長 

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 13 条第 2 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3 に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から 6 か月を経過したとき 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 14 条第 1 項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から 1 年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

注

※ 勤続期間とは、教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

退職手当支払差止処分書

大市教委第 号
年 月 日

(被処分者) 様

教育委員会教育長 印

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 13 条第 3 項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 14 条第 2 項の規定による処分を受けることなく、処分を受けた日から 1 年を経過した場合 2 処分者がこの処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合	

注

※ 勤続期間とは、教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 7 条第 1 項に規定する勤続期間をいう。

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

退職手当支給制限処分書

大市教委第
年 月 日
号

(被処分者) 様

教育委員会教育長 印

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 14 条第 1 項
第 14 条第 2 項の規定により、
一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わ
ないこととする。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)		円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)		円
(退職をした者の氏名)		
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月	
(退職年月日) 年 月 日		
(退職時の勤務公署)		
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (職 級 号給)	
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)		
(教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 12 条第 1 項に規定する事 情に関し勘案した内容についての説明)		

注

※ 勤続期間とは、教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 7 条第 1 項
に規定する勤続期間をいう。

備考 1 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を
行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第 7 号(第 15 条関係)

退職手当返納命令書

大市教委第 号
年 月 日

(被処分者) 様

教育委員会教育長 ☐ 印

教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 15 条第 1 項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の変更を命ずる。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 15 条第 1 項の規定により
控除される失業者退職手当額)

円

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 12 条第 1 項に規定する事
情のほか、同規則第 15 条第 1 項に規定する生計の状況に関し勘案した内容について
の説明)

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う
場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

退職手当返納命令書	
大市教委第 号	
年 月 日	
(被処分者)	様
教育委員会教育長 印	
教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則 第 15 条第 1 項 の規定により、 第 16 条第 1 項 既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。	
記	
金	円
(既に支払われた一般の退職手当等の額)	
円	
(教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則 第 15 条第 1 項 第 16 条第 1 項 の規定により控除される失業者退職手当額)	
円	
(退職をした者の氏名)	
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)	
(教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 12 条第 1 項に規定する事 情のほか、同規則第 15 条第 1 項又は第 16 条第 1 項に規定する生計の状況に関し勘案 した内容についての説明)	
注	

備考 1 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を
行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

2 不要の文字は、抹消すること。

(表)

教員の退職手当に関する規則第 17 条第 1 項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知書

大市教委第 号
年 月 日

(相続人) 様

教育委員会教育長 ☐ 印

下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由があるため、教員の退職手当に関する規則第 17 条第 1 項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して 6 か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(裏)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(教員の退職手当に関する規則第 17 条第 1 項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)

退職手当相当額納付命令書	
大市教委第 号	
年 月 日	
(被処分者)	様
教育委員会教育長 印	
第 17 条第 1 項 第 17 条第 2 項 の規定により、 第 17 条第 3 項	
教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則	
退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。	
記	
金	円
(既に支払われた一般の退職手当等の額)	
円	
(教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則 第 17 条第 1 項 第 17 条第 2 項 第 17 条第 3 項 の規定により控除される失業者退職手当額)	
円	
(退職をした者の氏名)	
(退職手当の受給者の氏名)	
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、同規則第 17 条第 6 項に規定する財産の額、生計の状況等に関し勘案した内容についての説明)	

注

備考 1 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

2 不要の文字は、抹消すること。

退職手当相当額納付命令書	
大市教委第 号	
年 月 日	
(被処分者) 様	
教育委員会教育長 印	
教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則 第 17 条第 4 項 の規定により、 第 17 条第 5 項	
退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。	
記	
金	円
(既に支払われた一般の退職手当等の額)	
円	
(教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則 第 17 条第 4 項 第 17 条第 5 項 の規定により控除される失業者退職手当額)	
円	
(退職をした者の氏名)	
(退職手当の受給者の氏名)	
(納付命令の理由)	
(教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、同規則第 17 条第 6 項に規定する財産の額、生計の状況等に関し勘案した内容についての説明)	

注

備考 1 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

2 不要の文字は、抹消すること。

教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則 外 19 件の廃止について

1 廃止の理由

現在、市費負担教員の勤務労働条件については、府費負担教員との権衡を考慮し、大阪府制度と同様の内容とする必要があるため、関連例規を別途規定しているところである。

しかしながら、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により府費負担教職員の給与負担等の権限が移譲されるため、教員の勤務労働条件に関して、府費負担教員との権衡を考慮する必要がなくなり、原則本市例規を適用することとなる。

よって、別途規定を保持する必要がなくなるため、本規則を廃止するものである。なお、「教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則」については、本市例規を適用するにあたり必要な経過措置を設けるものとする。

2 廃止規則

- ・教育委員会所管の学校の教育職員等の給料等の支給方法に関する規則
- ・教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則
- ・教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教育職員等の地域手当の支給に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教育職員等の扶養手当の支給に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教育職員等の通勤手当の支給に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教育職員等の住居手当の支給に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教育職員等の単身赴任手当の支給に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教育職員等の宿日直手当の支給に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教員等の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教育職員等の災害派遣手当の支給に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教員等の期末手当及び勤勉手当に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教育職員等の育児休業等に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教育職員等の配偶者同行休業に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教員の再任用に関する規則
- ・公益的法人等への教育職員の派遣等に関する規則
- ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教員の定年に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教育職員等の昇給等に関する規則
- ・教育委員会所管の学校の教員等の退職手当に関する規則

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日